令和５年６月

事務所ニュース [No.282]

算定基礎届
—健康保険・厚生年金保険—

本年７月１日現在被保険者が対象です（６月１日以降に資格取得した人を除く）
４月、５月、６月の報酬を基礎として、保険料の改定を行う算定基礎届は９月分の給与から変わります。なお、７月以降基本給等のアップがあった場合は随時改定が行われる場合がありますので、ご連絡をお願いします

労働保険年度更新

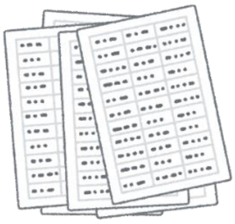

当事務所では事務組合加入の事業所は６月１２日労働局に申請します
未加入の事業所は７月１０日が期限です
事務組合加入事業所の保険料は特例で保険料の金額にかかわらず３回払となります

労働保険上乗せする補償保険

万一の事故の場合、被災者の収入減により家族への生活に大きな影響を及ぼします。
労災事故の１日の休業補償は８０％しか補償されません。政府管掌保険に連動した上乗せ保険は休業補償２０％の保障と障害補償、遺族補償等を上乗せした保険です。
わずかな費用で事業主も従業員も安心です
建設業の場合加入により経営事項審査に 15 点が加点されます

外国人労働者
—特定技能改正予定—

特定技能１号（通算５年）を終了し、特定技能２号で在留資格を継続した場合、特定２号は期間が無制限になります。一定の条件と家族帯同が許可され、永住許可も得られます。建設・製造・船舶工業の３業種から１１業種が指定されます
在留資格の申請取次・登録支援は当事務所で手続き致します。ご利用ください。

社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会・外国人登録支援機関
TEL 0985-25-1200　　FAX 0985-25-2378
E-mail：oosaki@bronze.ocn.ne.jp　＊　HP：https://www.office-coa.net